

会 議 録 目 次

平成 1 5 年 第 1 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 （ 第 1 日 ）

平成 1 5 年 1 月 3 1 日 （ 金 ） 午 前 9 時 0 0 分 開 会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第 2	会期の決定について……………	4
日程第 3	第 1 号議案 工事請負契約の締結について（町道 8 号線道路改良工 事その 3）……………	4
日程第 4	第 2 号議案 平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 （第 3 号）……………	8
日程第 5	発議第 1 号 海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定につ いて……………	1 2
	（ 閉 会 ）……………	1 4

平成15年第1回海田町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日 平成15年1月31日（金）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 1月31日（金）9時00分宣告

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（19名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
12番	前 田 勝 男	13番	住 吉 充
14番	山 岡 寛 次	15番	田 中 千 代
16番	佐 中 十九昭	17番	中 岡 長 一
18番	国 岡 光 明	19番	加 藤 公
20番	河 野 道 昭		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員（1名）

11番 原 田 幸 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（19名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
12番	前 田 勝 男	13番	住 吉 充
14番	山 岡 寛 次	15番	田 中 千 代


~~~~~○~~~~~

午前9時00分 開会

ただいまの出席議員数は19名でございます。定足数に達しておりますので、平成15年第1回海田町議会臨時会を開会いたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、4番、桑原君、5番、多田君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

本臨時会の会期は、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決します。

~~~~~○~~~~~

午前9時02分 休憩

午前9時04分 再開

~~~~~○~~~~~

この際、執行部の方に申し上げます。本日の臨時会の会期は、本日 1 日と決しております。

~~~~~○~~~~~

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

3

本日は、工事請負契約の締結と公共下水道事業特別会計の補正予算の議案を提出させていただきます。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。

第1号議案、工事請負契約の締結について（町道8号線道路改良工事その3）、東2丁目地内において施工する町道8号線道路改良工事その3の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。

工事名でございますが、町道8号線道路改良工事その3でございます。工事場所は、海田町東2丁目地内、請負金額は5,985万円でございます。請負者は、錦建設株式会社取締役社長、迫谷富三でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成15年7月31日まででございます。

なお、入札結果につきましては、資料1の方をご参照をお願いいたします。工事内容につきましては、担当課の方よりご説明いたします。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）工事内容についてご説明申し上げます。

この工事は、12月議会ของときにも説明させていただきましたが、総合公園へのアクセス道として整備してきた8号線、9号線の最終区間に当たります。この工事に引き続き、総合公園区域内のキャンプ場分れからの道路整備につきましては、14年度は総合公園の調整池付近の道路整備を完了し、15年度には、用地の確保が順調に進めば全線が完成する予定です。

それでは、町道8号線道路改良工事その3の工事概要についてご説明申し上げます。お手元の資料2をご覧ください。

まず、1ページ目をご覧ください。工事箇所の位置図を掲載しております。場所は、9月議会で認定を受けた町道8号線道路改良工事その2に引き続き、唐谷川を横断する東新橋上流50メートル付近でございます。

続いて、2ページ目をお開きください。施工区域は、太い枠で囲っておりますNo.71からNo.73+10においての舗装工事に引き続き、唐谷川を横断する橋梁の下部工、ハッチで囲っております橋台2基を含む施工延長80メートル、道路幅員7メートルでございます。この工事における主な工種は、護岸を掘削する掘削土工2,800立米、橋梁下部工、逆T式

橋台2基、高さ9メートル、コンクリート量600立米でございます。さらに、河川護岸擁壁として積みブロック230平米、重力路肩擁壁80平米、現道の迂回路として仮設道路60メートル、幅員4メートルを施工いたします。

なお、工事の施工に当たりましては、付近住民の方々に工事説明を行うとともに、仮設道路設置による通行車両等の安全に十分配慮して工事を施工してまいります。

なお、3ページ目に橋梁下部工一般図、4ページ目に道路幅員構成を記載した標準断面図を示していますので、ご参照してください。以上、簡単ですが、工事説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本君。

○10番（崎本）まず、資料1の工事入札状況の業者名ですが、5,800万円にもかかわらず、なぜ海田の業者が1社も入っていないか。海田の業者育成のためにも、ぜひとも1社か2社入るべきではないかと思いますが、この点に対してどうですか。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）今回の町道8号線の道路改良工事の関係でございますけれども、指名業者の選定委員会におきまして、橋梁下部工は技術面において非常に難しいということもございまして、過去の工事施工実績、こういうものを考慮しますとともに、指名時点における町業者の手持ち工事等を勘案した結果、結果的に町内業者が漏れたということでございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）それは、今の最初の答弁は、ちょっと町内業者を選考委員の方は侮辱されているんじゃないですか。過去にも橋の橋げた工事や何やかんやは、県の工事でも請け負った業者が海田にはたくさんおられますよ。それを、ちょっと海田の業者では難しいんじゃないかというような、最初からそういう当てつけた考えは、ちょっとそれは矛盾しておるんじゃないですか。育成するということに全然考慮していないじゃないですか。過去にそういう仕事をしたことない業者ばかりやったらいいんです。いろいろなそういった困難な仕事をいっぱいしておる業者がおるでしょう。なぜそういう理由を一番最初に言われますか。それはちょっと助役、海田の業者に失礼じゃないですか。その点、ちょっとお願いします。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）言い方で少しまずい面があったことを訂正させていただきます。

まず、やはり業者を選定するときに、町内業者も含めて、今までの下部工をやった業者を出しまして、その中で、いわゆる現時点での町内業者の手持ち工事等も勘案しながら、最終的には決定をさせたと。それで結果的に町内業者が漏れたということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）私、そういう説明ではご理解できないんです。今まで、それはそうですよ。マル優や何やかんや持っている業者もおられますし、手持ち工事が多かったといつて、その業者がどんだけの工事でどんだけの、要するに技術管理者というか、現場管理人がおったら、工事には入札できる権利があります。その権利を勝手に役場が、手持ち工事が多いから、海田が発注した工事がその業者に対しては重荷がかかる、そういう意味でしょうね。そういう選定の上で町内業者を入札から外されるということは、今の競争入札の根本的な原理から、最初から外れているんじゃないですか。同じ土俵の上に乗せて、能力がなかったら辞退すればいいじゃないですか。そうじゃないんですか。今まで、それじゃ、業者が手持ち工事が多い、多いといっても、その業者にある程度指名を出して指名入札させているんじゃないですか。この工事に対してだけやめるとか、そういうことはないでしょう。現場監督が、現場管理人がおったら、書いてあるでしょう、規約に。それができんかったら……。それじゃ、何ぼ仕事をようけ発注しても大手ならできると、それと同じことじゃないんですか。頭の隅にそういう感覚があるからそういう発言ができるんじゃないんですか。それは協力会社もおるし、自分のところと現場監督、現場管理人を抱えておる業者もありますよ。現場管理人に給料も払わないけんし、やっぱりそういう面から考えたら、やっぱり入札だけは地元の業者1社、2社を入れるような効力があっても、それは海田の……。どうですか、そういう考えを、育成のために。海田は、これは特殊な工事だからできんとか、特殊な工事なんて、今まで橋やった人もいっぱいおりますよ。私でもやっていますよ、橋を。5,000万、6,000万の橋は。やらせてもらっていますよ。私が工事できないと最初から言ったら、その当時、私を入札に入れなかったんや。私みたいなものでも入札に入っていますよ。でしょう。そやから、今後考えて、やっぱり町内業者の育成のために、大きな工事でもどんどん入札に入れるべきと思いますが、その点に対してどうですか。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）おっしゃること、ごもつともございまして、私ども指名委員会の中で業者を指名するときには、地元業者を育成という観点、これは非常に重要なことございまして、できるだけ町内業者にやっていただくように、今後も町内業者をできるだけ育成するという観点に立って指名委員会を運営してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。これより第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第1号議案について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）賛成多数と認めます。よって、第1号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、第2号議案、平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第2号議案、平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正（第3号）。

平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、国の経済対策に伴う国庫債務負担行為に対応し、本町においても来年度事業を前倒しして実施するため、債務負担行為の設定が必要となったものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、第2号議案、平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明申し上げます。

この補正は、今国会で国庫債務負担行為補正、いわゆるゼロ国債工事分に対応した国庫補助金が認められたことによりまして、本町もこの補助金に伴う整備事業費を債務負担行為補正し、事業を前倒しして実施するものでございます。

なお、債務負担行為の期限は平成15年度まで、限度額は2億7,400万円とするものでござ

ざいます。

次に、債務負担行為による工事箇所を資料3によりお示ししております。資料3の1ページをお願いいたします。成本地区の污水管新設工事でございます。図に色をつけてお示ししておりますが、市頭から東海田郵便局前までの県道瀬野・船越線に口径300ミリと250ミリの污水管を推進工法で252メートル、また口径200ミリの污水管を開削工法で231メートル布設するものでございます。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと思います。同じく県道瀬野・船越線の山陽新幹線高架下付近からふるさと館入り口まで、口径200ミリの污水管を推進工法で338メートル、開削工法で500メートル布設するものでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○4番（桑原）3点ばかり質問いたします。まず、債担行為というのは、ご案内のように地方自治法の214条で決まっているわけですが、債担行為自体が、将来の財政の硬直化とか、収支にあらわれない赤字要因になるということで、極力抑えるようにということで、災害対策みたいな緊急事態とか、先物の商品を買うというような場合がほとんどで、こういう工事の場合に、しかも債担で追加という、債担にする理由、追加の理由、それをまずお伺いします。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）補正の理由は、国の景気対策、これによりまして、海田町も来年度施工を予定しておる工事について、なるべく早く発注をして経済の活性化を図るという意味で債務負担行為で行うものでございます。

次に、財政的負担なんですけれども、これは15年度でやろうと国庫のゼロ国でやろうと、その負担額は変わってまいりませんので、早く工事をして皆様方の期待にこたえたいし、経済も活性化させたい、そういう理由から今回の補正をお願いしたわけです。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）それは間違っているんじゃないですか。債務負担行為の考え方自体がおかしいんじゃないの。債務負担行為というのは、今年度になぜ契約しないといけないのかという、契約権限を与えられることなんです。追加しなくても15年度で補助金を認められるなら、15年度予算に上げればいいじゃないかということを質問しているの。国の景

気がどうだのこうだのじゃないんです。制度そのものの運用の仕方がおかしいんじゃないかと言っているわけ。15年度の予算に計上しないで、14年度の3月31日までになぜ追加までして、債務負担行為の追加ですよ、これ。それだけ急がないといけないような理由があるんですかという質問です。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）先ほども申し上げましたように、この国の補正予算は景気対策のために行われた補正予算です。それによりまして、海田町もそういう動向を受けて、15年度に発注するものを早目に発注すれば、それだけ経済が活性化するという事でこの補正をしたわけです。おっしゃるとおり、確かに15年度で予算計上する予定にはしておりましたけれども、15年度予算でこれを執行した場合に、実際にこの工事が動き始めるのは6月、7月となります。それを早目に行うことによって、4月、あるいは5月からスタートできるということで、2カ月、3カ月間早く進められるということでこの補正を組んだわけでございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）6月ごろから着手するというようなことをしなくてもいいじゃないですか。景気対策というけど、今、負担行為自体が問題になっているんです。なぜそういうことを言うかという、今、会計検査員とか、県の監査委員が随分指摘しているでしょう。負担というのは、単年度事業をやっても金の支払いがずっと数年度にわたっていくことが多いということなんです。それで予算計上をしないでそのまま負担負担といって延ばすような不正行為があるということを盛んに言っているわけです。景気対策ということのを頭に置きながら、負担ということに皆上げちゃって、そういう問題が起きているわけです。だから、負担は、見てご覧なさい、15兆から14兆に今だんだん落ちていきますよ、ずっと。そういう指摘があるから。そういうことで申し上げているわけです。どうですか。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）何回も申し上げますように、当然15年度予算で執行すべきものを早くやるということです。15年度に入って4月にすぐやればいいじゃないかということなんですけれども、ご存じのように、この事業は国庫補助を受けながらやるわけですから、その手続きが、4月から始めましても国から正式に内定通知が来るのが5月になります。それから設計を組んで入札等々をやると、実際に工事が動いていくのは7月ごろ

になってまいります。ですから、4月から7月の間、これは何もない空白の期間になるわけです。それを、この空白期間を埋めるための対策ですから、今手続きをとれば3月には発注をできますので、4月から動いていくということです。そういうことで補正を組ませていただきました。債務負担行為等につきましての制度は重々我々も研究しておりますので、その点につきましては15年度予算でやろうと14年度の債務負担でやろうと負担額は何ら変わりがないので、早く工事を発注した方がいいということで今回補正をするわけです。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）じゃ、今からやると4月1日からできるということね。はい。

○議長（河野）ほかに。佐中君。

○16番（佐中）景気が悪化をして、もう十数年来長引いておるわけです。その間、政府は公共事業中心ということで、特に公共下水道については、住民の要望も強いし、こうした債務負担行為ということで、この十数年来、重ねてこれが実施されているわけですが、当初の計画より、進捗状況、大体この10年の中で十何工区に分けて下水道の工区の工事が予定をされておりましたが、どのぐらい早まって、前倒しされて事業が進んでいるのか、それをお尋ねします。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）進捗は、当初予定より、今2年ぐらい早くなっているところです。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）それなれば、全体の工事、例えば東地区というんですか、三迫2丁目、3丁目とかいうのが17年度の計画の中で設定をして、今後の計画の方針を決めるというのがありましたけれども、その全体の計画の見直しというのがつながってくると思うのですが、そこら辺の動向、方針、これはどのように変わってくるのか、お尋ねします。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）現在、事業認可を受けておる地域につきましては、今申し上げましたように、2年程度進捗が早まっています。ただ、まだ事業認可を受けていない地域がございます。これが15年度に、来年度一応申請をして、16年度に事業認可を受ける予定にしておりますので、その中でそれぞれの整備計画はつくっていきなさいいけないということでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第2号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第2号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第5、発議第1号、海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。崎本君。

○10番(崎本) 10番、崎本でございます。発議第1号、海田町議会会議規則の一部を改正する規則(案)について、提出者を代表して提案理由を申し上げます。

まず、本案の目的は、議員活動の基本と言うべき言論の自由を取り戻し、議員としての職務を果たそうとするということであります。現行の会議規則は、能率的な会議運営の面から、議案に対する質疑と同様に、3回の回数制限の規定があります。しかし、議員が行う質問は、住民の代表の質問と言っても過言ではありません。一般質問は、執行機関に対し事前に質問を通告しているにもかかわらず、それに対する答弁は、質問の趣旨とは全く違ったものや、再質問でその点をただしても、同じ答弁の繰り返しの場合がほとんどであります。一般質問を回数で制限することは、質問と答弁の食い違いを平行のままで終わらせることとなり、また言論の自由を制限することにもつながっています。これでは、議員は十分な職責を果たすことはできません。よって、会議規則の改正を行い、一般質問の回数の制限をなくして、議員固有の権限である一般質問を通じての議会の一層の活性化を図ろうとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(河野) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番(佐中) 私は、別にこの提案に対して反対をする気はありませんけれども、心配する点が多々ございますので、お尋ねをいたします。

まず、一般質問についてでございますけれども、執行機関に対して、我が町の一般事務について事実または所信をただすものであって、つまり執行部が現状どのように把握しておるのか、今後どのように対処していくのか、執行機関の所信や考え方を聞くものでありまして、答弁者が意図的に答弁をはぐらかすようであれば、またこれは別の問題でありますけれども、執行機関の考え方と自分の考え方とはずれがあるとか、あるいは対処の仕方、考え方に違いがあるから納得できないということであれば、私はやむを得ないというようにも考えるわけです。全くやむを得ないのではなくて、それは、一般質問は議論を重ね、執行機関と質問者との合意点、一致点を見出そうというのではなくて、執行機関の考え方を聞くだけのものであることに私は重点を置かなければならないというように思うんです。

なぜそのように言うかといいますと、例えばこれが回数を撤廃いたしますと、議員の利害関係を優先に考えたり、あるいは全体の奉仕者ではなくて一部の奉仕者となる恐れがあります。また、3つ目には、言葉巧みや、逆におどしにより町民の要求よりかけ離れたことが行われたりすることが予想されます。また、住民運動等、民意が反映されなくなることも考えられます。4つ目には、調査も不十分で、いきなり本会議の場が議員の勉強の場になる可能性も十分考えられます。また、町長は議会制民主主義を重んじて住民投票をしないというような、そういう考え方を持っておられますが、私は、町民主人公の人民的議会主義、これを根差した議員活動が大事だと思っております。

例として、合併問題でどのように対処するかは議会だけで決めるのではなくて、いわゆる議会制民主主義ではなくて、住民投票等で決める人民的民主主義の執行であります。本来の議員の活動は、話術や戦術ではなく、住民と根差した地域活動と政策提起が中心でなければならないと思います。このことによって町政を動かし、その要求が実現するものと考えられます。よって、議員が本会議の場で言葉巧みに執行部に何回もその要求を重ねて、議会をいたずらに延長させたり、混乱をさせるケースも全国的には間々あります。私は、こういう議会運営上は非常にまずい点があるというように考えて、この問題についてどのように提出者は考えて提出されておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（河野） 崎本君。

○10番（崎本） 総合的に申しますと、議員活動の基本は言論であって、私は今から合併問題など重要な課題に対する、議員がその十分な職責を果たすためには、先ほど言いましたように、議員は住民の代表として質問したと言っても過言ではないと言いましたが、

やはり住民の代表として出ている限り、その職責を果たすために、この３回を撤廃して十分な討論、質問をして、その成果を得たいからこのような提案理由をいたしました。

それから、議員の方も、今の私が言うたように、住民の代表としての質問の場が設けられていますので、やっぱり議員もモラルと質の問題でありますから、それを十分自覚してこの質問なりそれに当たってもらいたいと思ってこの提案理由をいたしました。

○議長（河野）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第１号について採決を行います。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第１号については、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立全員と認めます。よって、発議第１号は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

これにて、平成15年第１回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さんでございました。

午前９時４３分 閉会